

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【公表番号】特表2018-535175(P2018-535175A)

【公表日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2018-046

【出願番号】特願2018-517364(P2018-517364)

【国際特許分類】

C 0 3 C	17/28	(2006.01)
C 0 3 C	17/25	(2006.01)
B 3 2 B	1/02	(2006.01)
B 3 2 B	17/10	(2006.01)
B 3 2 B	27/34	(2006.01)
B 6 5 D	23/08	(2006.01)
B 6 5 D	23/02	(2006.01)

【F I】

C 0 3 C	17/28	A
C 0 3 C	17/25	A
B 3 2 B	1/02	
B 3 2 B	17/10	
B 3 2 B	27/34	
B 6 5 D	23/08	A
B 6 5 D	23/02	A

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月28日(2019.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス容器の外面である第1の表面と、該第1の表面とは反対側の第2の表面とを含むガラス容器、及び

前記ガラス容器の前記第1の表面の少なくとも一部分に位置付けられたコーティングを含む、薬剤用パッケージであって、前記コーティングが、

1つ以上のポリイミド組成物、及び

1つ以上の金属酸化物組成物

を含み、

前記1つ以上のポリイミド組成物と前記1つ以上の金属酸化物組成物とが、前記コーティングに混合されており、

前記1つ以上の金属酸化物組成物の前記1つ以上のポリイミド組成物に対する重量比が、約20/80～約95/5である、

薬剤用パッケージ。

【請求項2】

前記コーティングにおける前記1つ以上の金属酸化物組成物の総量が、約20質量%～約95質量%であることを特徴とする、請求項1に記載の薬剤用パッケージ。

【請求項3】

前記コーティングにおける前記1つ以上のポリイミド組成物の総量が、約5質量%～約80質量%であることを特徴とする、請求項1または2に記載の薬剤用パッケージ。

【請求項4】

前記コーティングにおけるポリイミドと金属酸化物との組合せが、前記コーティングの少なくとも約50質量%を構成することを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の薬剤用パッケージ。

【請求項5】

前記1つ以上の金属酸化物組成物のうちの少なくとも1つが、ジルコニア、アルミナ、又はチタニアであることを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載の薬剤用パッケージ。

【請求項6】

前記コーティングが、100nm以下の厚さを有することを特徴とする、請求項1～5のいずれか一項に記載の薬剤用パッケージ。

【請求項7】

前記1つ以上のポリイミド組成物がフッ素化されていることを特徴とする、請求項1～6のいずれか一項に記載の薬剤用パッケージ。

【請求項8】

前記コーティングを有する前記ガラス容器の前記第1の表面の前記一部分が、約0.7以下の摩擦係数を有することを特徴とする、請求項1～7のいずれか一項に記載の薬剤用パッケージ。

【請求項9】

前記コーティングを有する前記ガラス容器の前記第1の表面の前記一部分が、少なくとも約250℃の温度で30分間の加熱処理の後に、約0.7以下の摩擦係数を保持することを特徴とする、請求項8に記載の薬剤用パッケージ。